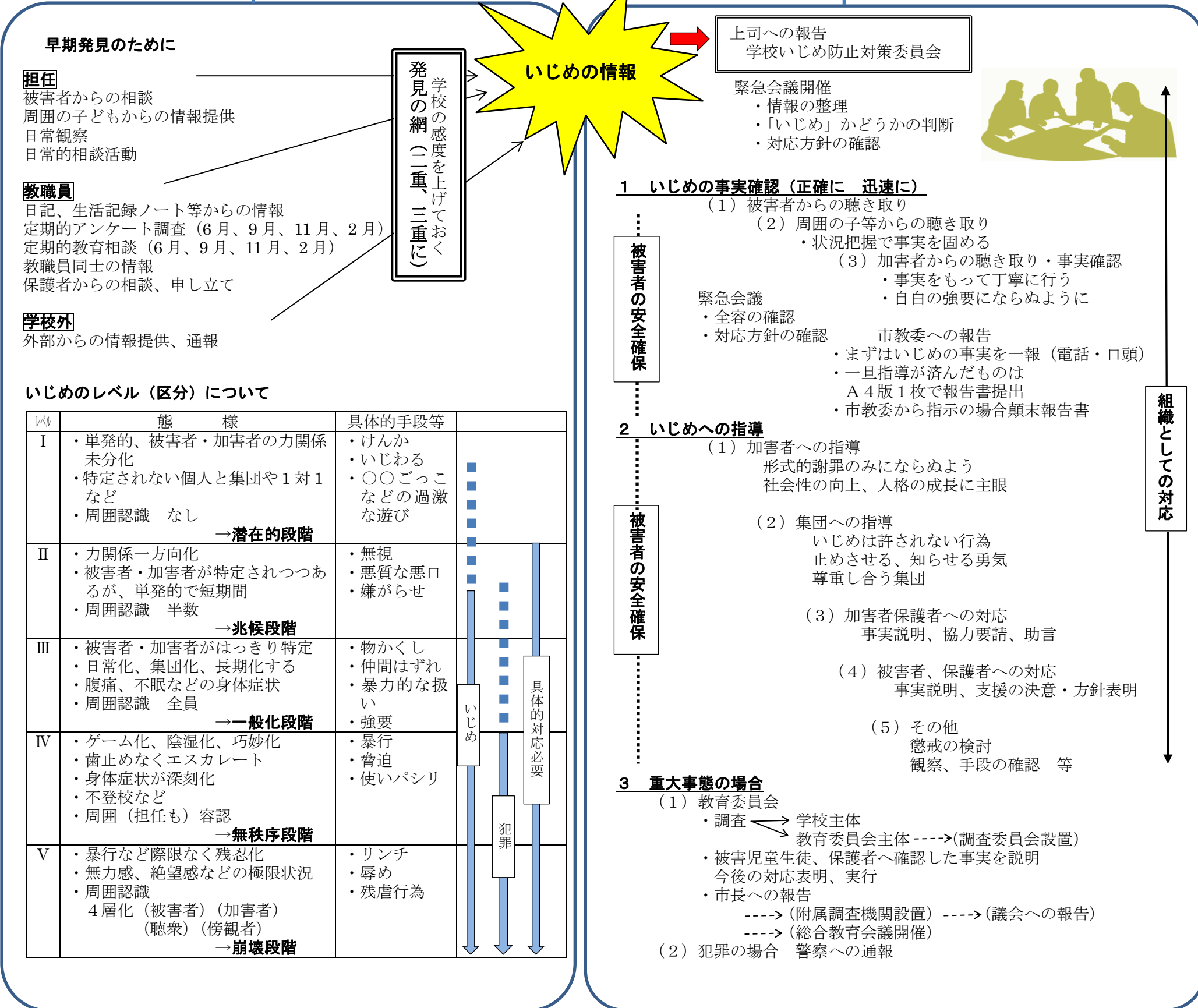


早期発見

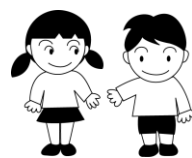
早期対応

未然防止



未然防止のために

- いじめ防止学校基本方針の共有・実行・見直し (毎年)
- 道徳教育・体験活動の充実
- PTAいじめ防止の啓発活動
- 児童会生徒会によるいじめ撲滅取組み
- 教職員いじめ防止研修会
- いじめ対策の学校評価



いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめを生まない集団づくりのために

～いじめ防止に関わる様々な取組具体例～

- 児童総会でのいじめ防止についての話し合い
- 学級いじめ防止宣言の作成
- 校内いじめ防止標語、ポスターコンクール
- 人権作文発表会
- 縦割り遊び集会、スポーツ大会、合唱コンクール
- 特別支援学級・学校の子どものふれあい活動

いじめを生まない集団(学級)づくりに必要なこと

- 一人ひとりに自己存在感を与える(居場所づくり)
 ・自分が価値ある存在であることを実感→自己肯定感
 ・学級が安心できる居場所になること
 ・学ぶ楽しさ、達成感、充実感を感じさせること
- 共感的な人間関係を育成すること(絆づくり)
 ・認め合い、学び合い、話し合いによる合意(折り合い)
 →自己有用感、所属感、連帯感をもたせる
 ・「違う」ことを『多様性』として認め合うことができる

- 必携資料**
- いじめ防止学校基本方針
 - 一関市いじめ防止基本方針
 - いじめ防止対策推進法(H25法律)
 - いわて「いじめ問題」防止対応マニュアル(岩手県立総合教育センター)